

訓令甲第16号

警視庁水上標識管理規程を次のように定める。

平成30年6月15日

警視總監 吉 田 尚 正

警視庁水上標識管理規程

(目的)

第1条 この規程は、水上標識管理規程（平成30年6月15日東京都公安委員会規程第3号）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(管理)

第2条 地域部長は、東京都公安委員会が設置する水上標識の総括的な管理に当たるものとする。

2 警察署長は、その管轄する区域において、東京都公安委員会が設置する水上標識の管理に当たるものとする。

(報告)

第3条 警察署長は、管轄する区域に設置された水上標識に、損傷等の異常を認めたときその他水上標識に係る重要特異な事案を認めたときは、地域部長（地域総務課機動警ら係経由）に、速やかに報告するものとする。

(細部事項)

第4条 この規程を実施するために必要な細部事項は、地域部長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成30年7月1日から施行する。